

審査基準

平成27年3月26日作成

法令名	鳥取県情報公開条例
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	公文書の開示請求を拒否する旨の決定
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長
法令の定め	鳥取県情報公開条例第12条各号
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	15日
申請先	警察本部警務部広報県民課又は警察署の担当窓口 （警察署の担当窓口については、当該警察署が保有する文書に対する申請に限る。）
問い合わせ先	警察本部警務部広報県民課 （電話0857-23-0110）
備考	

別紙

- 1 本条各号が適用される場合は、個人の病歴等の情報、法人の生産技術等に関する情報、犯罪捜査等に関する情報又は将来の試験の出題問題等に関する情報など、情報の存否自体を明らかにすることにより、公開することにより保護すべき利益を損なうことが明らかな場合である。また、第5号の適用についても、第1号から第4号までと同様に、保護法益を損なうことが明らかな場合に限られる。
- 2 本条により開示請求を拒否するときは、第7条第1項の規定に基づき決定を行うこととなるが、これは行政処分であって、争訟の対象となるものであり、必要にして十分な理由を提示することが義務付けられる。本条の適用は、あくまで例外的なものであり、厳格に解釈し、濫用することがないように留意しなければならない。